

大阪市公告第33号

次の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条及び第 35 条の規定による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

令和 7 年 7 月 3 日

大阪市長 横山 英 幸

証票番号	氏名	発行年月日	亡失年月日
6132368	更谷 佳奈	令和 5 年 11 月 1 日	令和 7 年 6 月 16 日

(健康局総務部総務課)